

庄内広域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱

令和8年4月1日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要なものを定めるものとする。

(対象となる建設工事及び建設工事関連業務委託)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事及び建設工事関連業務委託は、最低制限価格制度を適用しない建設工事又は建設工事関連業務委託のうち企業長が特に必要と認めるものとする。

(調査基準価格)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する建設工事及び建設工事関連業務委託を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 建設工事における調査基準価格は、次により算定した額（1万円未満の端数がある場合は、切り上げる）とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。

ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

3 建設工事関連業務委託における調査基準価格は、次により算定した額（1万円未満の端数がある場合は、切り上げる）とする。

(1) 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額。

ただし、その額が入札書比較価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあつては、入札書比較価格に設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が入札書比較価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあつては、入札書比較価格に設定下限の割合を乗じて得た額とする。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
ア 測量業務	(ア) 直接測量費の額	10分の9	10分の7
	(イ) 諸経費(間接測量費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(ウ) 測量調査費の額		
イ 地質調査業務	(ア) 直接調査費の額	10分の9	10分の7
	(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ウ) 諸経費(業務管理費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(エ) 解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分についてハの土木コンサルタントの算出基礎を適用する。		
ウ 土木コンサルタント	(ア) 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(イ) 直接経費の額		
	(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(エ) 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		
エ 建築コンサルタント(工事監理業務を含む。)	(ア) 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(イ) 技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	(ウ) 特別経費の額		
	(エ) 諸経費相当額に10分の7を乗じて得た額		

オ 補償関係コンサルタント (工事損失調査業務を含む。)	(ア) 直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(イ) 直接経費の額		
	(ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(エ) 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		
カ 建設工事の積算基準を準用して設計する業務委託	(ア) 直接作業費の額に10分の9.7を乗じて得た額	10分の9.5	10分の7.5
	(イ) 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額		
	(ウ) 現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額		
	(エ) 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額		

(2) 業務等の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

- 4 契約担当者は、土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定にあたって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合は、前項第1号ウ及びオに該当する業務については、次表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額(1万円未満の端数がある場合は、切り上げる)を調査基準価格とすることができる。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
土木コンサルタント及び補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	（ア）直接業務費の額	10分の9	10分の7.5
	（イ）技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	（ウ）諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の7を乗じて得た額		

5 契約担当者は、予定価格を記載する書面に調査基準価格を記載するものとする。

6 調査基準価格は、入札終了後公表するものとする。

（入札の執行）

第4条 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札にあっては、最も評価値の高い者。以下「最低価格入札者等」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第5条 前条の規定により落札の決定を保留した場合は、当該建設工事又は建設工事関連業務委託を所管する担当課等の長は、当該入札者について、次の事項について調査を行うものとする。

（1）契約内容の実現性

（2）公正な取引の秩序の維持及び最低価格入札者等の適格性

2 当該入札者が前項に規定する調査に協力しない場合は、契約内容を履行できないものとして取り扱うものとする。

（入札等参加者審査委員会への付議）

第6条 契約担当者は、前条の調査結果を企業団入札等参加者審査委員会（以下「審査会」という。）へ付議するものとする。

2 審査会は、最低価格入札者等が前条第1項各号の調査結果及び別に定める数値的判定基準に基づき審査するものとする。

（落札者の決定）

第7条 入札執行者は、前条第2項の審査結果を受け、最低価格入札者等を落札者とするか否かを決定するものとする。

2 入札執行者は、前項により当該最低価格入札者等を落札者と決定しないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、当該最低価格入札者等の次に最低の価格をもって申込みをしたもの又は評価値の高いもの（以下「次順位者」

という。)を落札者とするものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について前2条及び第1項を準用する。この場合において、なお落札者が決定しないときは、以下順次、前項及びこの項を適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。